

## 大阪市立西成区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立西成区老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。  
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

### 1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会  
住 所 大阪市西成区岸里1丁目5番20号  
代表者 住谷 誠次

### 2 指定管理予定期間

平成31(2019)年4月1日～平成36(2024)年3月31日 (5年間)

### 3 選定会議による選定審査等

#### (1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成30年6月29日～平成30年8月31日
現地見学会	平成30年8月3日
申請書の受付期間	平成30年8月23日～平成30年8月31日

#### (2) 審査経過

第1回 平成30年6月22日

第3回 平成30年9月7日

(第2回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者について審議)

#### (3) 申請団体

社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会

社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会・一般財団法人 ヒューマンライツ協会 事業共同体

(4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	33	34	33	33.33
	市費の縮減	50	45	43	43	43.67
	申請団体	5	5	4	5	4.67
	社会的責任・市の施策との整合	10	3	3	3	3.00
	合計	100	86	84	84	84.67
社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会・一般財団法人 ヒューマンライツ協会 事業共同体	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	21	25	24	23.33
	市費の縮減	50	47	47	48	47.33
	申請団体	5	3	2	3	2.67
	社会的責任・市の施策との整合	10	8	8	8	8.00
	合計	100	79	82	83	81.33

(5) 選定理由

大阪市立西成区老人福祉センターの指定管理予定者選定にあたっては、2団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会については、これまでの実績を踏まえ、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいきり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されており、一層の市民サービスの向上が期待できる事業計画となっている。

今後は、現在の老人福祉センターの利用者が、身近な地域で役割を担い、地域で活躍していただけるような取り組みを実施することを期待する。

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会・一般財団法人ヒューマンライツ協会事業共同体については、利用者サービス向上策については評価できるものであるが、連合体としての役割と責任の分担が明確になっていない等、施設の管理と施設の運営面で不安が残る提案内容であった。

以上の理由で、社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会が、大阪市立西成区老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

鈴木 依子	(京都女子大学 家政学部 生活福祉学科 准教授)
武田 宗久	(公認会計士)
森 詩恵	(大阪経済大学 経済学部 地域政策学科 教授)

担当：福祉局高齢者施策部いきがい課  
電話：06-6208-8054